

意見書案第6号

国民健康保険に関わる意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『国民健康保険に関わる意見書』を別紙のとおり提出する。

令和元年9月30日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	岡本 亮一
〃	〃	吉高 裕佳子
〃	〃	青木 綱次郎
〃	〃	増富 理津子

国民健康保険に関わる意見書（案）

国民健康保険は、高齢者が多く加入しており、年々一人当たりの医療費が増加する一方、所得水準が低く、保険税（料）の負担が大きくなるという構造問題を抱えている。その問題を解消する第一歩として、都道府県化が始まったが、依然として被保険者の保険税（料）負担率は高く、これ以上の負担を求めることは、大変厳しい状況である。

都道府県化にあたり、国より財政基盤の安定化のため、毎年3400億円の公費投入がなされることとなっているが、構造問題の解決には、充分であるとは言えず、国民皆保険の最後の砦としての役割を果たす国民健康保険制度を持続・堅持していくため、更なる公費の投入が必要である。

また、国民健康保険の構造的な問題において、特に低所得者層や多子世帯の方々の支出に対する負担が大変大きくなっており、保険税（料）の収納の状況にも影響を及ぼしている。

保険税（料）については、世帯の所得や人数に応じて、均等割及び平等割が軽減される法定軽減が自動適用されているが、構造問題の解決には、充分であるとは言えず、医療費の一部負担金の軽減制度の新設などと併せて、国基準での制度の再構築が必要である。

よって国及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 被保険者の保険税（料）負担緩和を図るための更なる公費投入の拡充、及び低所得者層や多子世帯に配慮した保険税（料）及び医療費一部負担金の軽減措置の創設・拡充を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣